

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
第1章					
1.1					
1	1.1	1	今回の改正案では、浜松市、須崎市、宮城県具体的な事例を入れて分かりやすく解説いただいておりますが、それぞれの事業スキーム等は地域特性・事情等に応じて制度設計されていることから、ガイドラインのいずれかに、各事例におけるコンセッション導入の背景や意義などを簡単に整理していただくと、より納得性が増すのではないかと考えます。	市町村合併により県から事業譲渡を受けた浜松市、下水道だけでなく上水道及び工業用水道も含めた宮城県など、背景や意義はそれぞれ異なります。コンセッション方式を新たに検討する管理者（自治体）は、他都市の事例における地域特性や導入背景なども把握したうえで参考にすべきと考えます。	(別添資料1, 2, 3) 別添資料として、先行事例の概要、公募資料等を掲載しました。
2	1.1	1	「はじめに」の内容がPPP/PFI事業の一般論となっており、コンセッション特有の説明が乏しいように感じます。多様なPPP/PFIの中でなぜコンセッション方式を選択するのか、簡単にご記載いただけるとわかりやすいかと思います。 また、コンセッション方式を選択した場合の実施ガイドラインが本資料である旨（本資料の位置付け）を明確にいただければと考えます。	様々なPPP/PFI事業の形態がある中でコンセッション方式を選択した場合に参考とされるのが本資料との理解です。コンセッション方式の特徴を再認識できるよう、簡単な説明があるとよいと考えます。 従来のサービス購入型と比較して自由度が高く期間も長いこと、民間の創意工夫が発揮しやすい一方、リスク分担等の制度設計や市民とのコミュニケーションにかかる労力・時間の負担が大きいという特徴があると認識です。	(P4) PPP/PFI手法の選択については、令和4年度に改正する予定の「手法選択ガイドライン（国土交通省）」にて記載する予定です。
1.2					
3	1.2	3, 4	【法令/ガイドライン等 名称】 JIS Q 55001 アセットマネジメント — マネジメントシステム — 要求事項 【本ガイドラインにおける略称】 JIS Q 55001 【法令/ガイドライン等 名称】 ISO 55001 Asset management — Management systems — Requirements 【本ガイドラインにおける略称】 ISO 55001 【法令/ガイドライン等 名称】 下水道分野におけるISO55001 適用ユーザーズガイド(案)（平成27年 下水道分野における ISO55001 適用ユーザーズガイド検討委員会） 【本ガイドラインにおける略称】 ISO55001 適用ユーザーズガイド	参照法令/ガイドライン等に追記する必要がある。	(P3, 4) 修正の内容から、ご提示のガイドライン等を参照する必要が無く、原案通りいたします。
1.3					
1.4					
1.5					
1.6					
1.7					
第2章					
2.1					

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
4	2.1.1	9	公募・事業準備フェーズにおいて、期間が8ヶ月～1年9ヶ月と2倍以上開きがあるため、背景の説明があると良いと思います（期間を短くする工夫があったのか、問題があったのか、単純に規模が小さいためなのか、等）。今後このガイドラインを参考にして検討する担当者が、必要期間とその背景をセットで理解することで、適切なスケジュール設定に繋がると考えるためです。 また、本図表は「2.1.7 各フェーズで要する期間の目安」に掲載するほうが内容と合致すると思います。		(P9) ご指摘をふまえて修正いたしました。
5	2.1.2	10	コンセッション方式が適当かどうか（選定）の検討は、手法選択GLを参照することになっていますが、このGLでは十分な検討ができないと思われれます。	手法選択GLは、公共施設等運営権・指定管理者制度・包括的民間委託が一括りにされており、コンセッション方式の選定にまで至らないと思われれます。	(P10) 「手法選択ガイドライン（国土交通省）」を令和4年度に改正します。ご意見として承り、参考とさせていただきます。
6	2.1.2	10	【追加文案】 さらに、下水道のアセットマネジメントの観点から現状整理や課題抽出を行い、それに対するマネジメントシステム導入策の一環として官民連携について検討する場合は、上記のマニュアルやガイドラインとあわせて「ISO55001 適用ユーザーズガイド」を参考にするとよい。	アセットマネジメントの課題に対応するためにコンセッション方式について検討する場合は、必要なアセットマネジメントの機能を有機的なプロセスシステムとして表し、それをベースに民間に委託すべきサブシステムと委託の方式の代替案について比較検討を行う必要がある。その際、ISO55001 適用ユーザーズガイドは有益な手引きとなる。	(P10) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
7	2.1.3	11	既に包括的民間委託や指定管理、一部業務委託等により民間事業者が対象事業に携わっている場合には、検討準備フェーズにおいて、既存契約における情報開示義務及び業務引継ぎ義務（期間を含む）の有無を確認し、必要に応じて契約修正等の対応を講じることの必要性についても追記頂けないでしょうか（サウンディングで事前に業務引継ぎ期間に関する要望をヒアリングしておくことも重要）。	公共側が公募期間前及び公募期間中の情報収集及び情報整理をスムーズとするため。また、事業開始に向けた既存事業者から運営権者への業務引継ぎをスムーズとするため。	(P11) ご指摘をふまえて修正いたしました。
8	2.1.4	13	公募準備フェーズ（2.1.4）及び図表2-5において、管理者側の作業として募集要項等（選定基準や様式集を含む）の作成が示されている一方、民間事業者側の作業としてあげられている質問・意見の対象は実施方針に限定されています。（されているように見えます。） 民間事業者による質問・意見の対象は、実施方針だけでなく募集要項等（選定基準や様式集を含む）全般に広げていただけないでしょうか。	民間事業者（応募者）は選定基準に基づき提案書類を作成することになりますが、先行事例においては、管理者（自治体）が設定した提案項目・評価基準について、どのような提案（どの程度の粒度の提案）が求められているのか不明瞭である場合や既存事業者でなければ記載できない内容が含まれている場合があります。 管理者（自治体）が期待する提案やそれを上回る提案を民間事業者（応募者）から引き出したうえで事業者を選定するためには、公募前の段階（公募準備フェーズ）における官民によるコミュニケーションが重要であると考えます。 従い、公募準備フェーズでの民間事業者からの質問・意見は、実施方針だけでなく選定基準や様式集についても対象としていること（が読み取れる表現に）していただければ幸いです。	(P16) ご指摘をふまえて修正いたしました。
2.2					
9	2.2 2.9.7	19 72	箱書きした3行目に「更新工事」とあるが、コンセッションにはなじまないのでは？	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するGL（P36）「運営事業は管理者等が所有権を有する公共施設等について「運営等」を行うものであり、「建設」及び「改修」は含まれていない。」	(P76) 「運営権ガイドライン（内閣府）」において、具体的には管理者が判断すべきものとしつつ、いくつかの考え方が示されており、一例として「水道施設の総体に運営権を設定した際、管路や浄水施設等の増改築を実施した場合には、これらの管路や浄水施設等についても、既存の運営権を及ぼすことが可能と示されています。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
2.3					
10	2.3.1	20	「実施方針策定時等、公募プロセスのできるだけ早い段階で開示することが望ましい」とありますが、「～が望ましい」の部分は「～必要/重要である」又は「～べきである」へと変更をご検討頂きたく存じます。	通常、公募開始から資格審査までの期間（民間事業者が参加表明するかどうか判断する期間）が短く、かつ参加表明後は原則辞退が認められないのが通例であるため、スキームの大枠が固まる実施方針策定段階では入札参加可否判断に足る情報も同時に開示されるべきと考えため。	(P20) ご指摘をふまえて修正いたしました。
11	2.3.1	20	管路および処理場などのデューデリジェンスの事例（効果含む）を掲載して頂きたい。	理解を深めるため	(P20) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
12	2.3.1	20	資産、財務、法務に加えて組織・人事という観点を追加いただきたい。具体的には委託先を含めた体制や役割分担、人数等の分析をお示しいただきたい。	組織の体制は重要な要素ですが、開示情報で不足しがちで、特に包括的民間委託等において受託企業がある場合守秘義務という理由で情報が開示されないケースがあります。しかしながら、組織の骨格や役割分担、人員数程度は守秘義務の対象にはならないと考えられ、事前に整理いただくことで円滑に開示ができるものと考えます。	(P20) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
13	2.3.1	22	施設状況を事前に開示出来ないもののうち、圧送管路の内部までは詳細調査困難の場合があります。このような事象が、今の記載では読めないと考えられるため、追記をご検討いただければと思います。		(P22) ご指摘をふまえて修正いたしました。
14	2.3.1	23	インフォメーションパッケージは「作成する必要がある」ではなく、「作成すべきである」としていただきたい。	現在応募検討中のある自治体の下水道コンセッションでは、インフォメーションパッケージは提供されず、膨大な紙の開示資料を指定された場所で閲覧するか、借用して応募者で複写することになっています。このような作業に要する人的、費用的労力が極めて大きいので、事業のポイントを把握するという入口の段階で応募をためらう民間事業者も多いと考えられます。	(P23) ご指摘をふまえて修正いたしました。
15	2.3.1	23	「インフォメーションパッケージはExcelやword等汎用的なソフトで作成し、応募者が加工や分析がしやすい形態で提供すべき」という文言を追記いただきたい。	応募者によるインフォメーションパッケージの分析はご記載のように意思決定において重要な内容になりますが、この分析に要する労力は大きな負担であり、今後事業を拡大していく中ではできるだけ容易にすることが発注者・応募者双方の負担を軽減し競争環境の整備に寄与すると考えます。	(P23) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
16	2.3.1	24	図表2-10インフォメーションパッケージへの記載が想定される項目（参考）については、この内容を示すためにはどの様な資料が必要なのか、どの様に集計するのかなどを示して頂きたい。	理解を深めるため	(P24) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
17	2.3.1	24	図表2-10インフォメーションパッケージへの記載が想定される項目（参考）については、この内容を示すためにはどの様な資料が必要なのか、どの様に集計するのかなどを示して頂きたい。	理解を深めるため	(P24) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
18	2.3.1	23	<p>処理場の維持管理業務受託者がいる場合、2.3.1 (2) ②インフォメーションパッケージの内容（本文）に、当該維持管理業務委託にかかる入札図書又は公募書類一式に加え、管理者（自治体）による直営情報（執行体制や業務状況）だけではなく、既存受託者の計画書、報告書、マニュアル、外部委託情報（仕様書含む）、物品・ユーティリティ調達履歴等についても開示すべきである旨を記載いただけないでしょうか。</p> <p>また、図表2-10 インフォメーションパッケージへの記載が想定される項目（参考）に、例えば「委託情報」として上述の項目を追加いただけないでしょうか。</p>	<p>既存受託者のノウハウであるとして、処理場等における左記の維持管理情報が開示されないケースがあります。</p> <p>応募者（特に、新規参入者）による提案内容の検討や事業費の算出に必要な情報が得られないだけでなく、既存受託者と新規参入者の情報格差（公平性や競争性が損なわれる事態）を憂慮します。</p> <p>なお、コンセッション方式の導入を見据え、既存の維持管理業務委託契約において、既存受託者の計画書、報告書、マニュアル、外部委託情報（仕様書含む）、物品・ユーティリティ調達履歴等については、管理者（自治体）の判断において第三者に開示可能とする旨をあらかじめ規定しておく方法も考えます。</p>	(P23) ご指摘をふまえて修正いたしました。
19	2.3.1	24	<p>管路情報の一部として位置情報データ（GIS Shapeデータ等座標を含むもの）の提供をいただきたい。</p>	<p>位置情報データは、更新計画の立案において有意なものです。マッピングシステムの納入業者等のみが保有することが考えられるため、発注者により公平に情報提供されることが望ましいと考えます。</p> <p>例えば、表中、管渠の内容の中に記載されている「位置図」のあとに、（位置情報データを含む。）と追記いただきたいと思います。</p>	(P24) ご指摘をふまえて修正いたしました。
20	2.3.2	26	<p>マーケットサウンディングを実施するにあたり、広く参加者を募集するような記載をお願いしたい。</p>	<p>市あるいはFS受注者で、サウンディングの対象企業を市内業者から選定し、広く意見を反映されていないと感じる事例があったため。</p>	(P26) 公募による選定について記載しております。
2.4					
21	2.4.3	35	<p>提案を受けた全ての事業が実施できるものではなく、検討対象外となるケースもある旨を記載願いたい。</p>	<p>どの様な場合でも提案すれば受け入れられると読み取れるため。</p>	(P35) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
2.5					
22	2.5.2	38	<p>（1）一般的なVFM算定の考え方に、「また、VFMの算定にあたっての考え方や前提条件を公募に際して民間事業者が開示することによって、民間事業者が作成する収支計画の精度を高めることが可能になると考えられる。」ことが追記されたとの理解です。</p> <p>上記に加え、PFI事業のLCCの算出にあたっては、地方公共団体では発生しなかった法人税等の公租公課のほか、運営権者における事業報酬（利潤等）も考慮する必要がある旨を留意事項として書き添えていただけないでしょうか。</p>	<p>事業者の公募・選定において、管理者（自治体）が設定する価格提案に関する上限金額（事業費削減の期待値をあらかじめ差し引いた額）の根拠や達成手法が不明であり、民間事業者（応募者）による事業の効率化や事業費圧縮のための提案検討を難しくしているケースがあります。</p>	(P38) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
23	2.5.2	38	<p>VFMについては結果のみならず、算定根拠を開示するように定めていただきたい。</p>	<p>ある自治体の下水道コンセッションではVFM〇%という情報は参照できますが、その根拠については不明です。収支計画の精度を上げることは民間として参画するかしないかを判断するにも重要です。</p>	(P38) ご指摘をふまえて修正いたしました。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
2.6					
2.7					
24	2.7.1	45	<p>(2) デューデリジェンスの実施に必要な管理者による情報の開示に、「また、余裕をもったスケジュールの下で民間事業者による対象施設における現地調査の実施や現場担当者等とのヒアリングの実施を行うことも想定される。」ことが追記されたとの理解です。</p> <p>上記に加え、処理場の維持管理業務受託者がいる場合、当該維持管理業務委託にかかる入札図書又は公募書類一式に加え、管理者（自治体）による直営情報（執行体制や業務状況）だけでなく、既存受託者の計画書、報告書、マニュアル、外部委託情報（仕様書含む）、物品・ユーティリティ調達履歴等についても開示すべきである旨を記載いただけないでしょうか。</p>	<p>既存受託者のノウハウであるとして、処理場等における左記の維持管理情報が開示されないケースがあります。</p> <p>応募者（特に、新規参入者）による提案内容の検討や事業費の算出に必要な情報が得られないだけでなく、既存受託者と新規参入者の情報格差（公平性や競争性が損なわれる事態）を憂慮します。</p> <p>なお、コンセッション方式の導入を見据え、既存の維持管理業務委託契約において、既存受託者の計画書、報告書、マニュアル、外部委託情報（仕様書含む）、物品・ユーティリティ調達履歴等については、管理者（自治体）の判断において第三者に開示可能とする旨をあらかじめ規定しておく方法もあると考えます。</p>	(P23) No.18のご意見を踏まえ、修正しました。
25	2.7.2	48	<p>(1) 競争的対話に関する記載が拡充されたとの理解です。</p> <p>下水道分野のコンセッション方式による事業の例として、実施方針策定における事業スキーム作成時や要求水準書等の作成時の競争的対話の実施をあげていただきました。また、実施の目的として、『募集内容に関する管理者の意図が応募者に的確に伝わるようにすることであり、『募集要項とともに実施契約書（案）を添付する』『入札説明書や募集要項等で契約条件の基本的な考え方を具体的に示す』ことが必要である。』と記載いただいております。</p> <p>実施方針策定段階の競争的対話において、管理者（自治体）が添付・開示する資料・情報に、事業者選定基準（案又は素案）を追記いただけないでしょうか。</p>	<p>民間事業者（応募者）は選定基準に基づき提案書類を作成することになりますが、先行事例においては、管理者（自治体）が設定した提案項目・評価基準について、どのような提案（どの程度の粒度の提案）が求められているのか不明瞭である場合や既存事業者でなければ記載できない内容が含まれている場合があります。</p> <p>管理者（自治体）が期待する提案やそれを上回る提案を民間事業者（応募者）から引き出したうえで事業者を選定するためには、公募前の段階（公募準備フェーズ）における官民によるコミュニケーションが重要であると考えます。</p>	(P48) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。なお、先行事例においても開示された例が無いことから、原案通りとさせていただきます。
26	2.7.2 (2)	49	競争的対話において、各応募者の提案独自性を示す部分で入札前に自治体に確認する内容は、「個別の応募者の特殊技術やノウハウ等に関する秘匿すべき情報を明確化した上」、適切な公表に留意が必要と記載いただいておりますが、どれが秘匿すべき情報かを指定する主体は運営権者であり、運営権者が非公表を希望すれば、公表されないことを明記くださるようお願いいたします。	記載されている通り、大きな仕様変更は全応募者に情報共有することは問題ないが、各応募者の独自性がある部分（提案内容の差別化が可能な部分）については、運営権者は民間企業であるため、独自性維持（ノウハウ流出の回避）が必要と考えるため。	(P49) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。なお、管理者ごとに公表・非公表の判断が異なるため、一律に判断基準を示すことは難しいため、原案通りとさせていただきます。
27	2.7.2	49	「民間事業者に質問の機会を与えるとともに、質問に対する回答は公平性を確保するため、他の応募者にも公表することが適切である。」とありますが、公表する場合にはその内容について管理者（自治体）と民間事業者（応募者）による十分な協議がされることを条件とすべきと考えます。	質問に対する回答を他の応募者にも公表することで、個別の応募者の特殊技術やノウハウのほか、応募者が提案を想定している内容が推測されてしまうリスクがあり、競争を阻害するおそれがあるためです。	(P49) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。なお、ここでは公平性の確保が重要である点と、民間企業のノウハウ等の秘匿に関する原則論を記載させていただいております。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
28	2.7.2	49	(2) 競争的対話の具体的な方法に追記がされたとの理解です。 追記いただいたとおり、「民間事業者が応募にあたって必要とする回答については、民間事業者の応募の検討に間に合うように回答する必要があります。」や「対話と並行して、民間事業者による精緻な現地調査を行えるようにすることが望ましく、現地調査についても対話と同様に、複数回設けることも考えられる。現地調査の例としては、設備台帳と仕様の整合、設置場所・設置環境、電気盤内部の確認、中央監視室の監視画面の確認等が挙げられる。」が今後のコンセッション事業に反映されることを強く望んでおります。	質問回答について、コンセッション方式の応募・提案（事業費含む）は、金融機関等との資金調達に関する協議を経たものとする必要があります。金融機関等との協議には、事業期間中の収支計画等の策定が必要となります。そのため、実務的にはコンセッション方式に関する提案審査書類の提出期限よりも相当に早い段階で事業計画を策定（事業費を積算）する必要があり、競争的対話の終了（提案審査書類提出期限の2週間～1ヶ月前）まで情報開示を待つ余裕がない場合があります。 また、現地調査については、処理場の一般見学とあまり変わらないルート上からの目視確認等だけでは、維持管理や改築の提案検討に必要な情報収集や精査とならないケースがあります。	(P49) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
29	2.7.3	52	基礎審査等で3社程度に絞り込みを行うことが妥当であると記載されているが、具体的な数値は削除して頂きたい。若しくは、基礎審査に係る部分の記載方法を変更して頂きたい。	書類のみによる管理者側単独での選考となるほか、選定基準の明確化が困難であると想定されるため。（不服申し立てに対する対応が手間になる可能性もある）	(p52) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。なお、ここでの記載は、内閣府運営権ガイドラインの抜粋を記載させていただいております。
2.8					
2.9					
30	2.9.7 (2)	72	(2) 更新工事の契約の盛り込み方に、処理場の反応槽や汚泥消化タンクなどの事業者の公募・選定段階に詳細な状態確認ができない施設の改築（内部防食等）について、想定以上の劣化進行や工事費がかかる場合は上限金額を変更可能な契約条件とすることが考えられる旨を記載いただけないでしょうか。	「コンセッション方式において、事業開始前の時点において長期にわたる将来の工事内容をすべて実施契約等に規定することは困難である。」のとおり、民間事業者（応募者）から見た場合でも長期にわたる将来の更新工事の金額・内容を正確に見積もることは困難であり、かつ、更新工事の金額と内容、双方を提案段階でコミットすることは事業開始後の運営（実態）との乖離が発生するリスクがあります。	(P72) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
31	2.9.7 (3)	73	「更新工事費用のうち国庫補助金相当額や一般会計からの繰出相当額等を管理者が負担する方式を採用する場合、民間事業者は更新工事の実施にあたり、一時的に立て替えを行い、後日管理者から国庫補助金及び一般会計からの繰出相当額等の精算を受けることが想定される。」とあります。 地域企業等を保護する観点から、コンセッション方式においても前払金制度や部分引渡しの適用を推奨いただけないでしょうか。 また、「下水道事業の手引き」においても、コンセッション方式における前払金制度の位置づけや手続き手法に関して記載いただけないでしょうか。	先行事例においては、下水道施設の改築・更新工事について、前払金制度や部分引渡しが適用されないケースがあります。	(P73) PFI事業の趣旨から、そもそも改築費用を公共が負担することを積極的に推奨するものではありません。したがって、前払い金も推奨するものではないと考えます。
2.10					
32	2.10.2	76	下水道事業におけるコンセッションの場合、新規（処理場或いはポンプ場の新規建設等）や増設工事（水処理系列の増設工事等）の取扱いを明確化していただきたい。	今後施設の統合に伴う水処理や汚泥処理の建設を含めるスキームも考えられるためです。	(P76) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
33	2.10.2	80	先行事例における運営権者の業務範囲「宮城県上下水一体官民連携運営事業においては、4つの流域下水道事業にかかる下水処理場に対して運営権の設定が行われ、経営・改築及び維持管理を業務範囲としている。」 みやぎ型管理運営方式では、上水道事業、工業用水事業にも運営権が設定されています。	この記載手法では、下水道事業のみに運営権が設定されていると誤認されるおそれがあります。	(P80) 事業ごとに運営権が設定されることから、記載のとおりいたします。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
34	2.10.3	81	「一方、維持管理が主体となる事業については、運営権者が業務効率化を十分に発揮できるだけの期間を考慮しつつも、施設の更新期間にとらわれないため、比較的短期間になると考えられる。」 近年、長期型の包括委託を検討、導入している自治体も増加してきたことから、「比較的短時間」という記載は適していないと考えます。	近年導入が進んでいるICTの構築を長期の維持管理業務で導入検討を進めている自治体も多く存在します。 国として、ICT化を進めるうえでも、包括委託＝短期間という記載は適していないと考えます。	(P81) 包括委託＝短期間という記載はしていません。更新工事を含まないコンセッション事業の事業期間は、比較的短期間も考えられるという趣旨です。
2.11					
35	2.11.4	102	運営権対価は、選定評価において重要視すべきではないと考えます。	運営権対価は最終的には利用料金で回収されることから、民間事業者（応募者）が評価を得るために対価額を上げればそれだけ利用料金の上昇を誘発し、需要者に負担がかかることになると危惧します。 また、利用料金に上限を設定したうえで運営権対価を提案させる場合も、民間事業者（応募者）による過大な対価額の提案は、事業開始後の経営破綻を招くリスクがあります。 そもそも、運営権対価という言葉は、下水道事業の経営権（事業責任）そのものが売買されるという誤解を招いているおそれがあり、コンセッション方式推進のひとつの阻害要因になっていると推測します。	(P102) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、事業者選定時に運営権対価を重視するか否かは、管理者の置かれている状況等に応じて異なるため、原案通りとさせていただきます。
36	2.11.2	86 104	予め管理者が定めた下水道利用料金水準よりも運営権者が効率化可能な部分（VFM）がある場合、運営権者の資金に余剰が生じることから運営権者から管理者へ「運営権対価」を支払うとあり（P86）、その運営権対価の使途として、既往下水道事業債の償還に充て、将来の料金上昇幅を抑える等に期待とあるが（P104）、予防保全に投資するべきではないか。	民間の創意工夫の活用により、今まで行えていなかったことに着手することで予防保全型維持管理の実現に繋がるのではないかと。	(P104) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、運営権対価の使途については、管理者の置かれている状況等に応じて異なるため、原案通りとさせていただきます。
2.12					
37	2.12	118	p 118において、「管理者が事前に実施した健全度調査の結果等によって管路施設の状態や健全度が明らかになっている等の事情がない限り、……管路施設に関する特有のリスクは管理者が負担することが考えられる。」と記載されていますが、事前に実施した健全度調査だけでは把握が困難な、外的要因による損傷や雨天時浸入水の問題がありますので、それらに対するリスクは、管理者が負担することが考えられることを追記していただきたい。	雨天時浸入水の発生状況等は、晴天時のテレビカメラ調査等では、把握することはできないと考えております。	(P118) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、「等」をつけており、健全度調査の結果で状況を把握できない場合は、必要な調査をもって状態を把握する表現としております。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
38	2.12.1	118	<p>①瑕疵担保に、『運営権者の事業期間中に係る施設の瑕疵リスクについては、資料の十分な確認や施設の実地確認等によりその最小化を図るとともに、管理者が一定期間（瑕疵を発見するために必要な期間）責任を負うよう実施契約に規定することが望ましい、と「運営権ガイドライン（内閣府）」において示されている。』とあります。</p> <p>事業開始後に管理者（自治体）が負う瑕疵担保責任期間と、事業終了時に運営権者が負う瑕疵担保責任期間は、イコール（同期間）とすべきであることを追記いただけないでしょうか。</p> <p>また、瑕疵の対象について、開示資料の情報等に関する契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の契約不適合）も管理者（自治体）が担保するよう推奨いただけないでしょうか。</p>	<p>先事例において、管理者（自治体）は「開示資料の情報等に関する契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の契約不適合）については一切責任を負わない」とされています。</p> <p>その一方、事業終了時には運営権者に対して情報等の瑕疵についても責任を負うことが規定されています。</p> <p>官民のイコールフットINGの観点から、事業開始時においても管理者（自治体）が情報等の瑕疵について責任を負っていただきたいと思います。</p>	(P118) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
39	2.12.1	118	<p>②管路施設等に特有のリスクとして、「管路施設は地中埋設物であって外部から可視化されない点で、その状態や健全度等のリスクを判断することが一般的に困難であるという特徴がある。そのため、管理者が事前に実施した健全度調査の結果等によって管路施設の状態や健全度が明らかになっている等の事情がない限り、管理者と運営権者との合理的なリスク分担の観点から、管路施設に関する特有のリスクは管理者が負担することが考えられる。」ことが追記されたとの理解です。</p> <p>処理場等における場内配管（特に埋設配管）についても、同様の取扱いとすることが考えられる旨を記載いただけないでしょうか。</p>	場内配管（埋設配管）についても現状把握が難しく、事業期間中の劣化進行や破損の発生に伴う修繕費や改築費を予測することは困難です。	(P118) 目視等、通常の維持管理では状態を確認することができない施設について、前述の「①契約不適合」に記載しております。
40	2.12.1	120	特定条例等の変更に伴うリスク負担は、原則として管理者が負担することとしていただきたい。	管理者によるコントロールが困難な特定法令等変更に係るリスク負担について、利用料金改定や契約解除権等の救済措置を設けることを一例とし、個別案件の特性に応じて決定することは理解できます。しかしながら、特定条例等変更は、管理者により一定のコントロールが可能なリスクと考えられますので、原則として管理者がリスク負担することとしていただきたい。	(P120) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
41	2.12.1	120	不可抗力に「施設の運営に直接影響を及ぼす事象」とありますが、当該事象の対象が「施設に対する物的損害が発生する場合」に限定される事例があります。公共負担の範囲を物的損害に限定せず、増加費用等も対象として検討すべき旨の追記をご検討頂けませんか。	不可抗力による「施設の運営に直接影響を及ぼす事象」は「物的損害」には限定されないものの、物的損害に該当しないものは（帰責事由がないにも関わらず）全額が民間負担となる可能性があるため。	(P120) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
42	2.12.1	123	不可抗力事由に該当する要件として「通常の予見可能な範囲外のものであって」とありますが、「通常の予見可能な範囲外のものであるか否かの判断」については、発生事由によっては、「より慎重に検討すべき」旨の追記をご検討頂きたく存じます。	例えば対応策が確定していない、コロナ等の疫病の発生が要因となる場合、第一波以降に発生したものの（第二波・第三波、それ以降のもの）が「（既に第一波が発生している）通常の予見可能性がある状態」と恣意的に判断されて、第一波以外の発生に伴う損害や増加費用を、全額民間が負担しなければならない可能性があるため。	(P123) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
43	2.12.1	123	不可抗力による損失は、国庫負担法に該当しない場合は、運営権者による経営努力のみを課すのではなく、管理者による料金改定の努力義務も課して頂きたい。	国庫負担法に該当しない場合の損失は料金改定で吸収するコンセプトとして頂いていると思料致します。しかしながら、料金改定による事業継続性の確保は、運営権者の経営努力のみでは対応しきれず、管理者の協力も必要と考えます。そのため、当該事象が発生した場合は、管理者と運営権者の双方が事業継続の観点から料金改定を目指す記載としていただきたい。	(P123) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
44	2.12.1	127	P127図表2-50「水量の変動」で「予め定めた一定量を超えて著しく水量が減少する場合には協議することを規定することも考えられる」とある部分について、右記の理由から、管理者がリスク負担するものである旨の記載をご検討ください。	人口が大幅に減る、大型工場が撤退する等のリスクについては、設備建設計画が自治体策定の基本計画に基づいて策定されている以上、そのようなことが起こった場合には、どこかの時点でコンセッション契約の見直しを行うべきと考えるため。	(P127) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
45	2.12.2	123	不可抗力は国庫負担法に該当する場合に公共側負担とするのが通例となりつつあります。この点、国庫負担法に該当せず、かつ保険で付保するには高額となる不可抗力リスクについては公共負担を検討すべき点について、記載頂きたく存じます。	特に中小規模の事業は収入規模も小さいことから、同法に該当しない天災による民間負担が生じた場合、経営に影響を及ぼしかねないため。	(P123) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
46	2.12.3	133	なお、分流式下水道においても、浸入水等雨水の影響が大きい場合には、上記の合流式下水道と同様の方針をとることを妨げるものではない。と記載があるが、影響が大きい場合の目安や事例などを示して頂きたい。	影響が大きい場合の定義が明確でないため	(P133) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
2.13					
47	2.13.1	135	現状に比べて過度に厳しい要求水準の設定を抑制するような記載を設けていただきたい。	要求水準に求められる内容として、例えば水質基準などは現行よりも厳しい基準値を設定されているケースがあります。住民や議会へ説明しやすくなる面は認めますが、結果としてコスト増要因になり、コンセッションのメリットが発揮されづらくなると考えます。	(P135) ご指摘をふまえて修正いたしました。
48	2.13.1	135	“要求水準書では放流水質や施設の健全度等を規定することが望ましい”とありますが、健全度を規定した例を示していただきたい。	運転管理に関する定量的な要求水準の例は多いが、保全管理に関する定量的な要求水準を設定している例がないため。	(P135) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
49	2.13.2(2)	137	コンセッションにおけるKPIの例を示していただきたい。	様々なPIが公表されていますが、どのようなものをKPIとすべきかの参考となるため	(P137) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、管路施設の維持管理に関する業務指標の例をP143、144に記載しております。
50	2.13.3	139	更新工事に性能基準を適用するのであれば、コンセッション終了時に更新内容維持の可否についても予め自治体と協議し、了解を得ておく必要があると考えます。「コンセッション終了時点での設備健全性の評価は、国／自治体の仕様によるものではない」という趣旨の文言の加筆を、p140「また、運営権者による～盛り込むことが求められる。」の後に、ご検討をお願いいたします。	仕様基準ではなく、性能基準が適用されることは民間の創意工夫の発揮に繋がるが、コンセッション終了時点での設備健全性の評価に、国／自治体の仕様順守が必要となると、結局は仕様基準での更新継続が必要となるため。	(P140) 事業終了時の施設健全性に関する要求水準及び評価については、管理者の考えにに基づき定めるものと考えます。
51	2.13.3	139	本ページの最後に「なお、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮を促すうえで、その保護にも留意が必要である。発注者の観点では事業期間終了後も業務の安定性から導入されたシステム等について継続的に利用を期待することが想定されるが、民間事業者の観点では過度な負担を強いないように配慮が望まれる。（例：システムを構成するライセンスの利用料や利用期限について、民間事業者は事業期間後も同条件を維持するための努力をすれば足りるとする。）」と追記をお願い致します。	先行案件において知的財産権を事業期間後も無償・無期限で利用することを原則とする規定が見受けられます。しかしながら、仮に運営権者の出資企業からのライセンス供与であった場合でも無償・無期限の契約になることは税務上贈与等と認識されることから考えにくく、適切な期間、ライセンスフィーを支払うことが想定されます。また、近年の早い技術革新を踏まえた場合無期限でサービス提供をすることは過度に民間事業者に負担を強いることになりえます。そのため、事業体の意向と民間事業者の利益のバランスを守る観点で左記のような文章の明示をお願い致します。	(P139) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
52	2.13.3	140	<p>(1) 対象施設に応じた発注仕様の考え方として、「例えば、管路施設については、原則的には性能発注とすることで民間事業者の創意工夫の発揮を促すことが期待されるもの、管路施設の現状に関する情報について把握が進んでいない場合等には、やむを得ず仕様規定により発注することが考えられる。」とあります。</p> <p>当該文章の「管路施設」の部分を「管路施設（処理場等の場内配管を含む）」としていただけないでしょうか。</p>	<p>場内配管（埋設配管）についても現状把握が難しく、事業期間中の劣化進行や破損の発生に伴う修繕費や改築費を予測することは困難です。</p> <p>一方、管路施設といった場合に一般的にイメージするのは場外配管であり、場内配管が検討の対象から漏れることを懸念しています。</p>	<p>(P140) ご指摘をふまえて修正いたしました。</p>
53	2.13.2	141	<p>図表2-55において、性能規定の特徴として、③で「包括的な事業運営」、④で「複数年度」と整理されています。また、仕様規定として、③で「限定的な事業運営」、④で「原則単年度」とされています。これらの表現は必ずしも正しくなく、誤解を生じさせかねないので、見直して頂きたいと存じます。</p> <p>また、本資料は、コンセッション事業の実施を検討する自治体に対してのガイドラインでありますので、従来型のサービス購入型の契約における業務の範囲や契約年数を整理することは、適当でないと考えます。</p>	<p>従来型の処理場の運転管理業務委託においては、業務の範囲が包括的であっても、契約内容は「仕様規定」が多く取り入れられている事業が多くあります。逆（業務範囲が限定的でも「性能規定」が取り入れられている）も同様にあります。</p> <p>本資料（コンセッションガイドライン）で取り上げるのであれば、従来型の委託における「性能規定」とコンセッション事業における「性能規定」の違い、コンセッション事業において「仕様規定」をどのように取り入れるのか、などを解説して頂く方がより適当であると考えます。</p>	<p>(P141) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、「性能規定」については、性能発注ガイドライン及び処理場包括ガイドラインにおいても同様の記載内容となっております。例外はあるかもしれませんが、原案通りとさせていただきます。</p>
54	2.13.4	142	<p>p 142 管理施設の不具合に外的要因によって発生するものが記載されていますが、それ以外に、雨天時浸入水の発生も大きな要因となるため、これについても追加していただきたい。</p>		<p>(P142) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、「等」をつけており、その他外的要因も含む記載としております。</p>
55	2.13.4	142	<p>「それとともに、運営権者は、施設の健全性、対象施設の工事費用、施工時期の標準化を確保したうえで、改築計画を見直すことができるように運営権者に裁量を持たす方法もありうる」の後ろに「運営権者への創意工夫を促す観点から事業初年度等できる限り早い段階から見直しが可能であるようにすることが望ましい」と追記いただきたい。</p>	<p>事業開始直後からの効率化実現は、省エネ機器をいかに早く導入するか等早期での改善施策に影響を受けます。特に財務的改善を重視する事業体ではより重要な要素になるため明示いただけますと幸いです。その際、事業体としては貴省に計画変更を認めていただけることが前提になるため、コンセッション事業の提案を踏まえたスタマネ計画の修正の標準的手順や要する期間の例をガイドライン内に規定いただけますと幸いです。</p>	<p>(P142) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
56	2.13.4	142	<p>「管路施設の要求水準としては、定量的に達成状況をモニタリングすることを可能とするために、何らかの業務指標を設定することが望ましく、例えば、道路陥没箇所数や苦情受付から現場までの到着時間等が考えられる。」と記載があります。</p> <p>「道路陥没箇所数」と「現場までの到着時間」は、管路管理の業務改善を行う中で指標とならないと考えます。</p> <p>また、ペナルティを与え得る視点ではなく、業務改善につなげるため、インセンティブを与える視点で指標を検討されてはいかがでしょうか。例として、従前の陥没指標から改善が見られれば、インセンティブを与えるなど、官民双方で業務改善に繋がる指標を検討する必要があると考えます。</p>	<p>記載の管理指標は、前例踏襲主義の自治体で他の事例を参考に要求水準への記載が増加したと考えられ、必ずしも業務効率化につながる指標ではないと考えます。</p> <p>「道路陥没件数」は、管路維持管理を適正に実施していない自治体が多い中で、民間事業者の責任範囲ではコントロールできない事象であるほか、今後、管路老朽化が急増することを鑑みても適当な指標ではないと考えます。</p> <p>異常時の「現場までの到着時間」は、電気、ガスなどと異なり、緊急通行車両の登録ができない下水道事業では、過度な現場負担となり、従事者の精神的な苦痛、交通違反や事故を誘発する可能性が高いため、適当な指標ではないと考えます。</p> <p>緊急通行詳細は警視庁HPでご確認ください。</p> <p>災害時における緊急通行車両等の申請手続について</p> <p>また、ペナルティ目線ではなく、インセンティブ目線での指標を設定することで、業務改善につながることも考えられますので、是非検討いただけたとありがたいです。</p>	<p>(P183)</p> <p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、インセンティブについては、P183のコラムに記載しております。</p>
2.14					
57	2.14.2	142	<p>「コンセッション事業は事業経営であるため、企業経営者等経営の専門家を含めることも一案である」と追記いただきたい。</p>	<p>コンセッション事業において他のPPP手法と異なることが、より経営的な側面を含む事業であることが有識者より指摘がされていると理解しています。この点において評価するためには企業経営者等経営の専門家も評価委員会に含まれることが望ましいと考えます。</p>	<p>(P.142)</p> <p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。なお、下水道経営に関する学識者を記載させていただいております。また、利益相反になる可能性があることから、民間企業所属の方を含めるのが良いとは一概に言えないと考えております。</p>
58	2.14.4	156	<p>【アンダーラインの部分を追加】</p> <p>また、事業期間が長期間にわたることが想定されることから、例えばアセットマネジメントに関するマネジメントシステムを導入し、外部監査等を通じて確実に実施する組織体制が確保されているかどうか等、運用の持続性や技術力等の観点からの評価を行うことも必要である。</p>	<p>運用の持続性や技術力等の観点から評価する具体的な方法例を提示することが必要。長期間にわたってアセットマネジメントの一翼を担うコンセッション方式の趣旨から、アセットマネジメントシステムの導入と実施について例示することが最も適切と考えられる。</p>	<p>(P156)</p> <p>ご指摘をふまえて追記いたしました。</p>
59	2.14.4	156	<p>(3) 技術面の評価（各業務の技術提案内容）については、現行体制や現状の手法・頻度との比較評価は推奨しないことを記載いただけないでしょうか。</p> <p>仮に比較評価を行う場合は、対要求水準で評価すべきと考えます。</p>	<p>先行事例において「現行体制以上となる提案に加点」や「現状よりも頻度や人員数を減らす場合はその根拠を記載」といった評価基準が用いられることがありました。</p> <p>現行・現状との比較評価では、既存の業務受託者と新規参入者との現状把握（情報量）に差があり、事業者選定における公平性や競争性の阻害要因となることを懸念しております。</p> <p>また、コンセッション方式を新たに導入する事業の場合、民間事業者（応募者）から従来事業で採用されている体制や手法とは大きく異なる提案がされることも想定されることから、現行・現状との比較は趣旨に沿わないものと思われれます。</p>	<p>(P.156)</p> <p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
60	2.14.4	154	(4) 金銭面の評価として、仮に「下水道利用料金」を変数として評価する場合には、最低制限価格、調査基準価格、提案下限額などを設定すべきである旨を推奨いただけないでしょうか。	コンセッション方式では民間事業者の創意工夫による事業の効率化が期待されている一方、下水道事業の安定的な運営や業務の履行のために必要な最低限の費用があるとの認識です。また、下水道事業における経営、改築、維持管理等の幅広い業務を長期にわたって民間事業者に任せるコンセッション方式において、価格に偏った評価や選定が行われることは回避すべきと考えます。	(P.158) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。今後の参考とさせていただきます。なお、下水道利用料金に最低制限価格等を設定するかどうかは、管理者の置かれている状況等に応じて異なるため、原案通りとさせていただきます。
2.15					
61	2.15.1	161	参考として扱うガイドラインとして、「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（公益社団法人日本下水道協会 平成30年12月）」が記載されています。 内容を確認したところ、仕様発注的な要素が多く、ガイドラインの考えと合致しない事項が多いと考えます。	本ガイドラインの改訂に合わせ、「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（公益社団法人日本下水道協会 平成30年12月）」に関してもぜひ改訂を促していただけるとありがたいです。	(P161) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
62	2.15.1	162	【追加文案】 公共施設等運営事業等のPPP/PFI事業では、民間企業はアセットマネジメントの重要な一翼を担うこととなるため、下水道の官民連携関連業務に参入する多くの民間企業において、自主的にアセットマネジメントシステムを導入し、国際規格であるISO 55001、或いはこれと同一内容の日本産業規格JIS Q 55001に基づく第三者認証を取得する例が増えている。 ISOのマネジメントシステムでは、一般に利害関係者のニーズ及び期待を理解することが要求される。運営権者のセルフモニタリング実施計画書をはじめ、マネジメント目標、意思決定基準、管理者のマネジメント活動との相互作用、管理者とのコミュニケーション及び情報共有の方法、モニタリング結果のレビューやそれに基づく改善策等について、運営権者が重要な利害関係者である管理者から必要に応じて意見を求めることは国際規格の要求に適用ものである。 運営権者からこのような要請があった場合、管理者はこれに適切に協力することが望ましい。	本ガイドラインでも、「応募者にモニタリングの手法や実施体制、各種報告様式の提案を求めることを妨げるものではない」とされているが、国際規格を活かした方法にも触れることで、より実効性の高い官民連携を促進することが期待できる。ISO 55001は、JIS Q 55001として我が国の国家規格ともなっている。 国際規格に基づいて行われる運営権者からのアプローチによって、管理者と運営権者との間で適宜意思疎通が行われることは、両者のマネジメントの整合性確保と事業全体のリスクマネジメントのために役立つ。 なお、「モニタリングガイドライン（内閣府）」でも、「品質管理（ISO 9001の品質マネジメントシステムが想定されていると思われる）」を導入している企業の場合、各企業において自らの業務内容に対し業務監査等を行っており、選定事業者が自ら行うモニタリングを基本として、これを補完するモニタリングを管理者等が行うようなモニタリングの枠組みを構築することが可能である」と、マネジメントシステムの活用について記述されている。 国際規格を活用したPFI事業は、本邦企業に国際流儀に即した事業機会を与え、政府のインフラシステム海外展開戦略を推進するうえでも有意義なものである。	(P162) ご指摘をふまえて修正いたしました。
2.16					
63	2.16	185	災害などの不可抗力事象は、最終責任者である管理者（自治体）が責を負い、運営権者はBCP不履行の場合のみ責任を負う旨を明記いただけないでしょうか。	運営権者はBCPを作成し、それに従って損害を最小限に食い止めることを基本としつつ、場合によって管理者（自治体）の指揮命令に沿って対応する旨の記載がありますが、大規模災害では地域内道路などの被災情報の把握が重要であることから、管路を含む場合はもちろんのこと、処理場・ポンプ場などのコンセッション方式についても、運営権者は管理者（自治体）の指揮命令下にはいることを基本とすべきであると考えます。	(P185) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
2.17					
2.18					
64	2.18(2)	196	P196の最後に「但し、運営権者は民間企業であることから、その企業秘密やノウハウに該当する部分については、十分配慮の上、情報公開制度を運用することが重要である。また下水道事業の性質から、内容によっては物理的負荷が高いものも想定され、公開要否は十分に運営権者と協議の上、決定すること」といった趣旨の文章の加筆を検討願います。	提案書の全開示といったノウハウ流出懸念のあるもの、改築計画の全開示といった運営権者の物理的負担となる請求も見られ、公共サイドでいったん必要性を吟味していただいた上で、運営権者に請求をお願いしたい。	(P196) ご指摘をふまえて修正いたしました。

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
65	2.18(2)	197	<p>【追加文案】</p> <p>下水道事業には、下水道使用者をはじめ放流先水域の水利用者、管理者及び運営権者からの業務委託者、下水道サービスや公共施設等運営事業に関心のあるNPO等様々な利害関係者が存在する。利害関係者との望ましい連携・協働関係を構築していくために、幅広い利害関係者の関与の可能性を含む下水道事業のガバナンスに配慮した情報公開を心がけることが肝要である。</p> <p>特に下水道使用料の支払い者である住民や、流域下水道の建設・維持管理負担金の支払い者である流域下水道関連市町村に対して、それぞれ公共下水道管理者、流域下水道管理者、若しくは運営権者は、各々の説明責任に応じて適切な情報公開が求められる。このように、情報公開は利害関係者の関心事を考慮して柔軟に対応できるよう実施契約等に規定することが望ましい。</p>	PPP/PFIに対して（しばしば誤解に基づく）不信や批判が生まれることを防ぐためには、下水道事業のガバナンスへの配慮が重要である。現在ISO /TC224では、OECD framework for multi-level approach for water governance; OECD (2011)に基づき、上下水道のコーポレートガバナンスに関する規格ISO 24540 (Principles for effective and efficient corporate governance of water utilities) の開発が進められている。これを先取りする形で、本ガイドラインで、今や国際的な潮流となっている「ガバナンス」に触れておくことは、広範な人々の理解を得るだけでなく、政府のインフラシステム海外展開戦略を推進するうえでも有意義なものである。	(P196) ご指摘をふまえて修正いたしました。
2.19					
66	2.19.1	200	<p>残存価値相当分（更新投資負担金）の支払時期として、「更新投資の実施時点において支払う方法」が示されています。</p> <p>事業期間終了後にかかる残存価値相当分（更新投資負担金）を事業期間中に管理者（自治体）から運営権者へ支払う方法が、下水道事業が対象ではなかったものの、先行事例（宮城県）において採用された（応募者が選択できる制度設計であった）旨を記載いただけないでしょうか。</p>	<p>追記いただいた「先行事例：宮城県の事業における事業終了による資産の取扱い」では、本契約終了による資産の取扱いとして本事業期間終了時の残存価値の一括払いの方法しか読み取れません。</p> <p>管理者（自治体）に選択肢を示すことに加え、運営権者の資金繰りが改善して資金調達コスト（引いては事業費）の抑制につながると考えます。</p>	(P200) 図表2-90において、「更新投資の実施時点において支払う方法」も記載しております。
67	2.19.2	207	<p>「事業終了時の施設状態（施設健全度等）とその確認方法については、管理者があらかじめ要求水準等で定める必要がある。その際、事業開始時を上回る施設状態（例えば、事業開始時よりも施設が健全である状態）を運営権者に求める場合は、運営権者に過度の負担となる可能性があることに留意が必要である。」とあります。</p> <p>上記に加え、事業終了時の施設状態（施設健全度等）に関する要求水準は、事業開始時の施設健全度の状態と基本的に同一とすべき旨を追記いただけないでしょうか。</p>	<p>運営権者に過度な負担・要求とならないよう、事業終了時の施設状態（施設健全度等）に関する要求水準は事業開始時の施設健全度の状態と同じ条件にすべきと考えます。</p> <p>仮に事業終了時に、事業開始時点の施設状態（施設健全度等）を上回る状態で引き渡しを管理者（自治体）が運営権者に求める場合には、PSCやPFI事業のLCCの算出において、従来の改築・修繕計画や予算を踏襲するのではなく、事業終了時に事業開始時点の施設健全度を上回る状態となるような改築・修繕を前提として費用計上するよう推奨ください。</p>	(P135) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。なお、ご指摘の箇所は、P135に同様の趣旨の記載で移設しております。
68	2.19.2	208	運営権者が知的財産権を有する技術は、次期事業者への引継ぎ事項の対象としない旨を記載していただくことをご検討ください。運営権者の新しいアイデア等を活用した運営の妨げとなることを懸念しております。	知的財産権を有する技術を、管理者および管理者の指定する者に対して、運営権設定対象施設の運営に限ってではありませんが、無償、無期限で許諾することを規定する事例があるためです。	(P208) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
第3章					
3.1					
3.2					
3.3					
3.4					

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

別紙

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

No.	章番号	ページ数	意見内容	理由	回答
69	3.4	222	再生可能エネルギー発電設備の設置については、原則財産処分の手続きは不要とあるが、売電目的の場合は、補助金対象外となるため、「運営権設定対象施設の電力消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備の設置」と明記した方が良いと考えます。	再生可能エネルギーの固定価格買取制度における下水道事業の補助金等交付の考え方等について（平成24.9.14 下水道事業課企画専門官、下水道事業課課長補佐（事務）事務連絡）	(P222) ご指摘をふまえて修正いたしました。
第4章					
全体					
70			<p>本ガイドラインの対象はこれからコンセッションの導入を考える管理者側（自治体）の方々であると理解しています。全体を通して拝読したところ、初心者にとって章や節の関係を理解しやすいよう、構成を工夫いただくと感じました。例えば、第2章について、節の関係を示した図を章の冒頭に掲載すると、活用しやすくなると思います（図を作ってみました。本コメント様式末尾に添付しております）。</p>		ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。